業務仕様書

- 1 業務名 とべ Z O O イルミネーション 2 0 2 3 企画設置運営委託業務
- 2 施行期間 契約締結日から2024(令和6)年2月28日

3 目的

とべ動物園において、冬季イベントとして定着してきたイルミネーションを継続して実施し、冬場の動物園における賑わいの場を創出することで、年間を通して切れ間なく魅力向上の取り組みを持続させるとともに、ジップラインにより新たなターゲットが動物園に足を運ぶ機会が増すことを想定し、獣舎のライトアップによる光の演出など、夜の動物園における新たな魅力を発信することにより、さらなる認知度向上や新たな客層の獲得に繋げる。

4 イルミネーションの基本方針

従来の来園者に加え、ジップラインのオープンにより増加が見込まれる若 者等の新たな客層をターゲットに定め、夜の動物園を獣舎のライトアップや 光のモニュメント等、幻想的な空間に演出し、一度だけでなく何度見ても飽 きないような、見た者がとべ動物園に新しい魅力を感じ、冬季の来園の動機 づけとなるようなイルミネーションとする。

また、これら光の演出の総称を「とべZ〇〇イルミネーション」とする。

5 業務内容

入場ゲート前からジップライン発着場の間で、イルミネーションやライトアップ等を実施する。

(1) イルミネーションの企画

これまで実施したイルミネーションの基本方針を参考としながら、新たなデザイン、演出等を追加企画するものとし、次年度以降も継続事業として実施可能なものとすること。

ライトアップ等の企画については、デザインパース、フォトモンタージュ等を作成すること。

なお、発注者が保有するイルミネーション機器については支給することとし、それ以外の必要な機器については受注者で調達すること。参考として、昨年度までに実施した配線等は、別添の「とべZOOイルミネーション2022配線要領」のとおりであり、保有機器については別添の「とべZOOイルミネーション2022在庫一覧表」のとおりである。

(2) イルミネーションの設計

新たに設置する機器については、上記の企画内容に基づき設置が行えるよう、必要資料等(詳細図、施工図等)を作成するものとするが、必要資料の詳細については、契約後、発注者と受注者の協議で決定する予定としている。

- (3) イルミネーションの設置設計書に基づきイルミネーション及びライトアップ等の設置を行う。
- (4) イルミネーション実施期間中の維持管理 イルミネーション実施期間中の保守メンテナンス(月2回以上の定期点 検)及び撤去後のメンテナンスを行う。
- (5) イルミネーションの撤去・収納・整理

実施期間終了後の資機材の撤去と収納を行う。また、資機材については 品名、内容、数量、消費電力を整理するとともに、使用後の状態等につい てとりまとめた資料を作成すること。なお、収納場所については、契約後、 別途指示するものとする。

(6) 点灯式の企画・運営

点灯初日に点灯式を開催するものとし、その内容を企画すること。また、 点灯式において必要となる設備や物品の手配、当日の進行等、運営全般に 係る業務を行うこと。

(7) 広報・宣伝業務

イルミネーションの開催概要を周知するためのポスター及びリーフレットを作成すること。

また、その他の広報・宣伝について、プロポーザルでの提案に基づき実施すること。

6 留意事項

- (1) イルミネーションの実施期間(予定)
 - ・イルミネーション準備期間 点灯式の概ね1週間前までに準備を終えるものとし、点灯期間決定後、 発注者と受注者の協議により決定する。
 - ・イルミネーションの実施期間及び点灯時間

期間:令和5年11月上旬~12月末の土曜日及びクリスマスを想定。 なお、獣舎ライトアップは夏の夜の動物園(7~8月の週末) 期間に先行して点灯を想定。

時間:午後5:00~9:00

※実施の際は、発注者と受注者の協議により日程等を決定する予定。

(2) イルミネーション実施箇所

とべ動物園内の入場ゲート前からジップライン発着場付近の間で行う こととしている。(別添「イルミネーション施行対象範囲図」のとおり)

(3) イルミネーションデザインに関する要件等

ア テーマ・コンセプトを明確にし、とべ動物園らしさが感じられる独自 のデザインとすること。

イ 点滅パターンなどに工夫を凝らし、単調なデザインとならないように するとともに、来場者を楽しませる双方向性のあるコンテンツを取り入 れること。

ウ 普段とべ動物園を利用する機会が少ない県民や観光客等の来訪動機

となるような、新規性と話題性のあるイルミネーションとすること。

- エ 若年層(主に10代から30代)をターゲットとし、SNS等での拡散 につながるようなデザインとすること。
- オーデザイン作成にあたっては、著作権等に配慮すること。
- カ 実施場所及び施工対象について、必ず現地を視察し、周辺景観や環境を把握した上で、空間全体の統一感を意識すること。
- (4) イルミネーションの設置・撤去に関する要件等
 - ア イルミネーションの設置及び撤去にあたっては、常に細心の注意を払い、公衆及び作業員等の安全を図ること。なお、作業中に事故が発生した場合は、直ちに、受注者に連絡するとともに、必要な措置を講じること。
 - イ 作業中は所要の人数を配し、作業箇所の整理、整頓に努めなければな らない。
 - ウ 高所作業等で設置作業を行う場合は、あらかじめ保安上必要な措置、 緊急時の応急措置及び、連絡方法等について発注者と協議し、これを厳 守しなければならない。
 - エ 受注者は、当該作業に関する関係諸法令等を遵守し、作業の円滑な進 捗を図るとともに、諸法令の運用は受注者の責任において行わなければ ならない。
 - オ 装飾や配線等は、歩行者や通行車両、案内看板等の妨げにならないよう十分に配慮すること。
 - カーイルミネーション消灯時においても通行等の妨げとならないこと。
 - キ 来園者等が作品に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止を考慮すること。
 - ク 樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。既設 構造物を汚染し、または、これらに損傷を与えたときは、受注者の責任 で復旧しなければならない。
 - ケ 設置物の落下や倒壊等の事故が発生しないよう受注者の責任のもと 十分注意して設置すること。
 - コ 点灯式の概ね1週間前までに試験点灯及び点灯式のリハーサルを行 うものとする。試験点灯及びリハーサルにおいて指摘箇所があった場合 は、即座に修正の上、再度試験点灯を行うものとする。
- (5) 点灯期間中における要件等

点灯日は原則として会場内の巡回・点検を行い、不点灯箇所等を発見した場合は、速やかに修復すること。また、荒天時等の装飾の危機管理・安全確保に努めること。

(6) 広報・宣伝業務に関する要件等

ア ポスター及びリーフレットの作成に係る仕様は次のとおりとする。なお、デザイン制作も業務に含むものとする。

	ポスター	リーフレット
サイズ	В 2	A 4
作成部数	100 枚以上	20,000 部
印刷	片面4 c	両面4 c

ポスター及びリーフレットの配布については受注者が行うこととし、 配布先については発注者と協議の上決定するものとする。

イ プロポーザルでの提案に基づき、その他の広報・告知業務を行うこと。

(7) その他の要件等

- ア 本事業において調達する資材や電球などの財産権は、発注者に帰属するものとする。
- イ 本事業におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権及 びその他の無体財産権は全て受注者に帰属するものとする。
- ウ イルミネーション設備の施工にあたっては、発注者と十分に協議すること。
- エ イルミネーションの設置に係る関係機関・団体との協議・調整は発注 者が行うものとするが、必要に応じて資料の作成や助言を行うこと。
- オ 受注者は、イルミネーションの設置・撤去が完了し、完了検査に合格 したのち資機材の引き渡しを行うものとする。
- (8) 動物園との協議調整

イルミネーションの設置等に際しては、動物園施設を使用することから 動物園とも協議調整を行うこと。

(9) 実施行程表

受注者は、実施行程表を発注者に提出しなければならない。

(10) 報告書

A 4 版の簡易正本 1 部と電子データ (CD-R) 1 部

7 その他

- (1) 委託期間中は、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、発注者、動物園との連絡調整を行うこと。
- (2) 設置後において、イルミネーションの設備等に明らかな瑕疵が認められる場合、受注者の責任において修繕もしくは取り替え等を行うこと。
- (3) 業務の履行によって知り得た情報及び個人情報については、別紙の「個人情報の保護に関する取扱仕様書」を遵守すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、 その都度、発注者及び受注者の協議により対応を決定する。